

東金市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
。

令和8年6月23日

東金市長 山下 美紀

東金市規則第35号

東金市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

東金市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

東金市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年東金市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第15条第3項」を「第15条第4項」に、「掲示場に掲示する」を「公示する」に、「掲示して」を「公示して」に改める。

第3条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第17条第2項中「第15条第3項」を「第15条第4項」に、「掲示場に掲示する」を「公示する」に、「掲示して」を「公示して」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第2条第2項）

聴聞公示通知書

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しないので、（行政手続法第15条第4項・千葉県行政手続条例第15条第4項・東金市行政手続条例第15条第4項）の規定により、次のとおり公示します。

なお、不利益処分の名宛人となるべき者に対しては、聴聞通知書をいつでも交付するので申し出てください。

年 月 日

行政庁



不利益処分の名宛人となるべき者の氏名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	

この公示を始めた日から2週間を経過したときに、聴聞通知書の送達があったものとみなされます。

別記第17号様式を次のように改める。

第17号様式（第17条第2項）

弁明の機会付与公示通知書

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しないので、（行政手続法第31条において準用する同法第15条第4項・千葉県行政手続条例第29条において準用する同条例第15条第4項・東金市行政手続条例第29条において準用する同条例第15条第4項）の規定により、次のとおり公示します。

なお、不利益処分の名宛人となるべき者に対しては、弁明の機会付与通知書をいつでも交付するので申し出てください。

年 月 日

行政庁



不利益処分の名宛人となるべき者の氏名	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	
弁明に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	
口頭による弁明の機会付与の有無	
口頭による弁明の機会付与の日時	
口頭による弁明の機会付与の場所	

この公示を始めた日から2週間を経過したときに、弁明の機会付与通知書の送達があったものとみなされます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。